

令和2年度第2回清掃審議会 会議録

令和2年10月28日(水)午前10時開会

会場 白山会館 2階 胡蝶

令和2年度 第2回清掃審議会会議録

日時 令和2年 10 月 28 日(水)

午前 10 時から

会場 白山会館 2階 胡蝶

- 出席委員 山賀会長、西條副会長、井下田委員、石本委員、遠藤委員、斎藤委員、鈴木委員、鶴巻委員、西海委員、村井委員、
- 欠席委員 内山委員、黒川委員、小松委員、関谷委員、横木委員
- 事務局 木山環境部長、鈴木循環社会推進課長、南雲廃棄物対策課長 ほか

1. 開会

- 循環社会推進課長補佐：（開会挨拶、資料の確認）

本日の会議の流れを説明させていただきます。はじめに、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づく合理化事業計画」についての諮問書を会長にお渡しした後に、ご審議いただきます。その後、「令和元年度ごみ処理手数料収入の用途決算報告」、「新潟市一般廃棄物処理基本計画の進行管理について」、「バイオマスプラスチックを使用した家庭系ごみ指定袋モニター調査について」ご報告させていただきます。

事前配布させていただきました委員名簿には、関谷委員、小松委員、黒川委員、横木委員につきまして出席となっておりますが、本日、急遽欠席となりましたのでお知らせいたします。

本日、15 名中10名の委員がご出席ですので、新潟市清掃審議会規則で規定しております、委員の定数の半数以上で会議が成立しております。

2. 諮問

- 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づく合理化事業計画について
- 循環社会推進課長補佐：はじめに、諮問「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づく合理化事業計画について」です。本日、市長は他の公務により都合がつかせないので、木山環境部長が代理として会長に諮問をお渡します。
それでは、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づく合理化事業計画について諮問させていただきます。
- 木山環境部長：「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画につきまして、次の事項について諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。諮問事項、令和3年度からの合理化事業計画策定について。令和2年 10 月 28 日 新潟市長、中原八一。よろしく願いいたします。
- 山賀会長：承りました。
- 循環社会推進課長補佐：それでは、諮問書の写しを委員の皆さまにお配りいたします。
- 山賀会長：それでは、議事に入ります。本日、諮問を受けました新潟市合理化事業計画につきましては、

本日のみの審議となりますので、活発なご審議をお願いします。それでは、諮問、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づく合理化事業計画について、事務局から説明をお願いいたします。

- 南雲廃棄物対策課長：下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる「合特法」と呼んでおりますが、この「合特法」に基づく合理化事業計画です。今年7月の当審議会において、概要と現状については簡単にご説明いたしました。重複する部分もごございますが、改めてご確認をお願いいたします。資料1-1は、審議いただく計画について現状をまとめたもので、主にこちらで説明をさせていただきます。以下、資料1-2は、現在のし尿処理施設の配置と、その搬入エリアについて示したものです。資料2-1は、下水道の整備区域の見直しの概要と、資料2-2が区域図となっております。資料3は現在の新潟市合理化事業計画の写しで再度配布させていただいております。これら、資料1-2から資料3まで、参考として配布させていただきました。説明は、資料1-1で主に説明させていただきます。

廃棄物処理法で、し尿処理は市の責務であり、市はし尿汲み取り世帯がなくなるまで収集処理を行う必要があると定められています。合特法ですが、下水道の整備により経営に著しい変化を生ずることになる一般廃棄物処理業者、いわゆる、し尿汲み取り業者の皆さまに、その受ける影響を緩和し、経営の近代化、規模の適正化を図るため、市町村が計画を策定し業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することができるとされています。現計画における合理化事業計画の内容につきましては、現計画の資料3の3ページに、目標、対象、実施期間、実施方法を内容として記載しております。

現在の状況を、資料1-1で説明します。上段の現状と成果についてです。まず左側の処理方法別人口とし尿処理量ですが、平成31年度末現在、本市のし尿汲み取り人口は2万2,172人で、総人口の2.8パーセント程度です。世帯では9,149世帯、世帯比率で2.7パーセント程度であり、し尿処理量は下水道整備区域の見直しにより若干緩やかな減少率になると推測されるものの、下に示したグラフのとおり、年々減少していくものと推計しています。

上段右側の計画の成果ですが、平成28年度当初23社あった事業者が、現在6社にまで統廃合が進み、また、し尿の汲み取りの専用車両は、25台から13台に減車となり、一定の成果があったものと認識しております。

下段左側の次期合理化事業計画についてです。現在の協議状況ですが、現計画を策定時に発足した一般社団法人新潟市環境整備推進機構から、令和2年3月25日に計画の継続について要望書が提出されております。新潟市環境整備推進機構からは、主に次期計画期間中の委託料の定額制の継続、支援措置となる代替業務等のさらなる提供などが求められています。市からは、昨今の財務状況を鑑み、委託料の減額、それから近代化に資するため個々の事業者の自立に向けた経営支援策を盛り込むこと、現在も存在している合併市町村の枠組みの撤廃、車両台数の減少だけでなく、経営強化による持続可能な体制の確立、次期合理化計画で終了とすることなどを要求し、現在、合意形成に向けて協議中です。

スケジュール(案)についてです。次期合理化計画期間中に段階的に取り組んでいく内容を、年度ごとに設定したスケジュール(案)を記載しています。協議にもよりますが、し尿汲み取り世帯はもちろん、業者への影響が最小限となるよう、計画的に進め、合理化を目指したいと考えています。下水道整備計画において、下水道整備があと5年程度で区切りとなる予定という方針が示されていることによって、し尿収集業者に与える大きな変動は緩和される見通しであると言えます。

計画を策定することにより、余剰気味となる事業者や車両について、計画的、段階的に整理が進められ、最終的に業界規模の適正化により市の予算削減が見込まれます。また、汲み取り世帯にとっては、資金不足等による、汲み取り業者の急な倒産などがなくなるため、し尿汲み取りされない地区を発生させないと考えられます。以上のことから、将来に渡り一般廃棄物処理業者の経営安定を図りながら安定的な市民サービスを確保し、適正にし尿処理を進めていくために、令和3年度からの合理化事業計画の策定を検討しております。

つきましては、諮問事項、次期合理化事業計画策定をすることの妥当性について、幅広いご見識と市民の観点から審議をお願いします。

審議に入ってください前に、今後の流れについて先に説明いたします。資料の事前送付文書でもお知らせしているところですが、今回の諮問については、申し訳ございませんが、手続きの都合上、審議いただくのは本日のみとなります。本日の議題はこの諮問のみで、十分な審議時間を確保しておりますが、言い足りないご意見などは、お配りしている意見書にて 11 月6日までにご提出くださいますようお願いいたします。

答申書の作成については、諮問書でも 11 月末までとさせていただきますが、その後 12 月の市議会常任委員協議会に報告し、その後広く市民の皆さまからの意見募集としてパブリックコメントを実施する予定です。ご相談ですが、答申書作成については、いただいたご意見と併せて会長へ一任いただく形でお願いしたく存じます。

- 山賀会長:ただいまご説明いただきました新潟市合理化事業計画は、平成 28 年度からの5年の期間が終了し、来年からまた新たに策定するということです。基本的に計画自体は継続し、今後もできるだけ統廃合などの合理化を進めてほしいという内容です。
- 西條副会長:資料2-1で下水道整備の状況、北区、南区、西蒲区の普及率が低いと書いてあります。資料1-1の処理方法別人口という表があり、汲み取りの世帯数と人口がありますが、主には下水道の普及が遅れているのは北区、南区、西蒲区と考えて良いでしょうか。
- 南雲廃棄物対策課長:下水道の整備の見直しの一覧のこの区域図で、緑色のところが合併浄化槽へ移行予定、紫色のところが公設浄化槽区域とございますが、現在主にそちらに点在しているというような状況です。当然、下水道の整備がかかっている区域の中にもそういったお宅はあろうかとは存じますが、主にはそういう緑色、紫色の区域のところにくみ取り世帯があるものと考えております。
- 西海委員:資料1-1でスケジュール(案)を示されていますが、このとおりに進められれば良いと思っています。統廃合を進めて、エリアのことを考えると、最終的には、南区と西蒲区にかなり偏っているということもあるのですが、1社か2社くらいに統廃合していかないといけないと思います。市としまして、そのような考えでしょうか。
- 南雲廃棄物対策課長:市から推進機構へ上げている要望事項の中の④に記載がありますが、し尿汲み取り体制の確立として、市としては最終的には1社、もしくは2社の形で集約されていくというところを目指したいと考えております。
- 山賀会長:市も大変財政が厳しい状況という中、残さなければいけないということもあり、自立までの支援が必要だということも理解しておりますが、業者への契約金額等というのはどのように決めていますか。

また、汲み取りの業者は、公共サービスのことを主に仕事をされていますが、ほかに市以外の仕事もされていますか。

- 南雲廃棄物対策課長:この新潟市環境整備推進機構と市は契約をしておりますが、市も人口減少や高齢化で税収が落ち込み、予算が大変厳しい状況です。市にとって、し尿処理は実施しなければならないというところで、交渉しているところです。実際には人件費と汲み取りに使用する車両、この特殊な車両ですが、これはほかの業務に転換がきかない特性がございます。その車両にかかる経費、減価償却費や、燃料等で業者の方が現地に行くまでにかかる1台あたりの費用等を考慮して何台必要かで契約しているところです。

先ほど申したとおり、し尿の汲み取り車というものが他の仕事でゴミ収集できるかという、そういう形ではございません。生し尿のほかに、浄化槽の世帯も多くございます。こちらは浄化槽の世帯の方がそれぞれの業者と契約をし、浄化槽の清掃は、法律で年1回以上となっておりますので、清掃に来てもらい汚泥を汲み取ってもらうという仕事もあります。主にこのし尿の汲み取りをしている業者の方々は、浄化槽清掃の仕事も同じように請け負っていらっしゃるということです。市では、下水道の整備をこれ以上進めるという方向ではないというところに舵を切りましたので、ある程度の世帯が浄化槽に切り替わるということになったときにも、そういった業者の方は、し尿の汲み取りから浄化槽の清掃処理に変わって対応できていくかと考えております。

そのほかにこの計画に基づいて、新潟市環境整備推進機構は代替事業として、さまざまな、廃棄物の処理をした後の残渣の運搬などの仕事をお願いしているところがございます。

- 山賀会長:市の仕事だけではなく、それぞれ業者が独自で個人との契約などでお仕事をされているということですね。
- 鈴木委員:仮設トイレの収集運搬委託料の導入となっておりますが、今はかかっていないというのが、今後かかると考えてよろしいでしょうか。
- 南雲廃棄物対策課長:現在、仮設トイレ、イベント、工事現場、場合によっては農作業の脇に小屋があり、そこに仮設トイレという場合もあるようですが、そのような仮設トイレの生し尿の汲み取りということも、その1台あたりの計算に含んでおります。市では、次の計画のときも仮設トイレの数字を含んだ形で考えていきたいと思いますが、現在、新潟市環境整備推進機構からは別立てに計算してほしいという話もございまして。ある程度仮設トイレをどこに設置されるかというのが見えないというところがございますが、移動距離は長めにとった形で計算に含めていきたいということで協議をしているところです。
- 鈴木委員:今も別立てではなく、含んで支払っているという考えでよろしいでしょうか。
- 南雲廃棄物対策課長:はい、そうでございます。
- 鈴木委員:合併市町村の枠組みをなくすということが市から機構へ話が出ているのですが、今後、④のし尿汲み取り体制の確立で1社、もしくは2社という形になった場合、それは何か関係が出てくるのでしょうか。
- 南雲廃棄物対策課長:資料1-1の上段の計画の成果というところを見ていただきますと、現在、令和2年度までで6社という形になっておりますが、1社もしくは2社という形で考えていきたいといったときに、実際のところは、し尿処理施設の配置図のところでも搬入先が、①舞平清掃センターと②巻処理センターの二つになってくると思います。④阿賀北広域組合は今後閉鎖の予定もございまして、③新津し尿受入施設は隣接している下水道処理施設に入れる形になっており、大きな処理量ではないというところで、①と②のセンターに主に持って行くこととなります。業界の皆さまの中で合併する前の市町村のエリアを越えた形で回るということについて、市としては今後、効率化を進めてほしいという話をしていきます。それらが進むことで、継続可能なし尿汲み取り体制を目指したいと思っております。

- 鈴木委員:今6社体制になっているのですが、今の江南区や北区などの地区の会社の中でも枠組みを越えてできていないということですか。
- 南雲廃棄物対策課長:し尿の処理は市委託ですので、線引きは特になく、どこまで行っても良い形ですが、現在、事業者が6社あり、それぞれで受け持ちがあります。最終的に1社、もしくは2社となり、その1社、2社が、企業として他の業態をもって業務を行いながら、それまであった市町村の小さな区域を越えてし尿の汲み取りに行ける体制が作られることを目指しております。今、小さな事業者が主にし尿だけで成り立っているような状況のままいくと、これから下水道が著しく整備されるということはありませんが、その状態のままということではなく、企業としての力をつけていただきたいというところで、大きな形にして区域を越えて取りで行くという形に効率化を図っていきたいと考えているところです。
- 遠藤委員:1年に1回以上汚泥を取るという話は、強制力があるのでしょうか。
- 南雲廃棄物対策課長:法律で決められていることでございます。
- 遠藤委員:浄化槽の上水というのは必ずどこかに流すので、おそらく農業用排水路に流していると思うのです。今、このような中で、業者が減っていった中で浄化槽が増えると、汚泥を上げる作業も増えると思います。そちらを見込んだ中で業者数は決まっているのでしょうか。
- 南雲廃棄物対策課長:市は、し尿の減りに対応するために本計画を立てているところです。ただ、し尿を汲む業者の皆さまは、浄化槽の仕事もやっていますので、そういった浄化槽の清掃という業務がある程度減り続けないということは、この計画の到達点として考慮すべきことと考えております。
- 遠藤委員:私が心配したのは、下水道計画の見直しをする中で、そのような水が排水路や渦に入るといって、水環境が悪化してしまうのではないかとということです。私どもは農業団体なので、排水の水を再利用していますので、影響が出ないように十分気をつけていただきたいと思います。
- 西條副会長:新潟市環境整備推進機構という団体は、今の6社が加入してつくられている団体と考えて良いですか。新潟市環境整備推進機構と市の関係というのを、今一度教えてください。
- 南雲廃棄物対策課長:新潟市環境整備推進機構は、現在のこの合理化事業計画、平成28年の3月に策定しましたが、その策定直前に業界団体の皆さまが集まって、資料1-1計画の成果の表の一番左側が平成27年度、策定が平成28年3月ですので平成27年度の終わりにできたものですが、当初は25社のし尿汲み取りの業者の皆さまと、それから浄化槽の組合も一緒になって新潟市環境整備推進機構という法人を一つつくりあげたということです。新潟市環境整備推進機構と新潟市でこの計画について協定を結び、この合理化を進めています。その新潟市環境整備推進機構の中で、当初、平成28年度になりますと、すでに23社になっているわけですが、し尿は廃業して浄化槽だけに絞った業者もあり23社からスタートしており、それが今6社まで、機構の中で統廃合を進めていただいているという状況です。
- 村井委員:資料2-1の目的の部分、新たな浄化槽設置補助制度を実施とあったのですが、この辺は具体的にどのようなものか、教えてください。
- 木山環境部長:今回の下水道整備区域の見直しにより、今まで整備する予定だった一部区域を、今後はしないと方針転換しています。整備しなくなる区域については、例えば新築した場合、今までは浄化槽を設置しても補助は出なかったところが、今度は新築の場合は浄化槽も設置に対して補助をするといった浄化槽の補助の対象が少し変わるということです。
- 村井委員:今現在も、新築ではなく、合併も含めてすでに浄化槽のところを下水に接続する際の補助が出るかと思いますが、それについての変更は特にないですか。グラフを見ると、これからし尿処理量が

減っていくとありますが、下水への接続も増えることがある程度想定されているのだらうと思いますが、その辺りはどうですか。

- 木山環境部長：今下水道整備区域の予定にない区域で単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換するような場合に補助が出ていますし、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換なども補助が出ています。そして、今まで補助対象外の区域を、今回の下水道の見直しをしたことによって新たにエリアが少し増えるという形で、増えたエリアについては新築についても補助をするというように変わったということです。下水道の接続の補助については、今までどおりで変わりません。
- 山賀会長：皆さまから様々な質問等を出していただきました。本日のご意見等を踏まえて答申書を作ります。その答申書は私が作成するということになっております。それでよろしいでしょうか。

<異議なし>

では、この諮問につきましての審議は終了させていただきます。新潟市も厳しい財政状況ですし、社会状況も厳しいという中ですが、これは本当に必要なサービスで、なくなっては困るものです。ぜひ業者も、市全体としても、良い方向にいくような形で取り組みを進めていっていただきたいと思っております。

3. 報告

■(1) 令和元年度「ごみ処理手数料収入の使途」決算報告について

- 山賀会長：令和元年度「ごみ処理手数料収入の使途」決算報告について、事務局から説明をお願いいたします。
- 鈴木循環社会推進課長：資料4をご覧ください。こちらにつきましては、毎年度、この清掃審議会において、ごみ処理手数料の収入の使途と題し、歳入と歳出を説明しております。

それでは、この資料に沿って申し上げますと、まず収入についてです。こちらは、指定袋及び粗大ごみ処理券のごみ処理手数料収入、(A)と書いてありますが、こちらは9億 6,684 万 6,876 円でした。続きまして、必要経費としまして指定袋作製等経費(B)、こちらにつきましては記載の3億 7,707 万 1,143 円です。(A)の収入から(B)の作製経費を差し引いた分が市民還元事業の財源となりまして、昨年度は5億 8,977 万 5,733 円でした。

その下、市民還元事業は現在3本の柱立てで行っております。(1)の資源循環型社会促進策、(2)地球温暖化対策、(3)地域コミュニティ活動の振興といったところで、この計 14 事業すべて先ほど申し上げた約5億 8,900 万円の全額を充てているといったところです。

この報告につきましては、今月開催されました新潟市議会9月定例会の決算特別委員会でも、議会にも報告した次第です。

- 石本委員：予算比はどうなっていますか。
- 鈴木循環社会推進課長：昨年度の当初予算ベースで、手数料収入が9億 887 万 7,000 円でした。約6,000 万円違いがあります。指定袋作製等経費につきましては、3億 8,163 万 7,000 円。これを差し引きますと、いわゆる市民還元事業に全額を充てるといったところの額が5億 2,724 万円でした。
- 石本委員：決算だけでなく、それぞれの実績なども分かると良いと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：次回、その辺の資料作りの点ということで、工夫を凝らしたいと思います。

- 山賀会長:今の質問に少し追加なのですが、予算と比べて還元事業の財源が増えたということになるかと思えます。それはどちらに追加されましたか。
- 鈴木循環社会推進課長:この市民還元事業、下に 14 事業ございますが、この①分別意識の向上と啓発、こちらに 4,000 万円強充てました。また、防犯灯の関係もあります。
- 山賀会長:市民からのニーズがあつてのことですか。
- 鈴木循環社会推進課長:防犯灯につきましては、町内会や、地域の要望もあり、その対応をするために充てております。
- 西海委員:基本的には全部使い切るとというのが性質だと思いますが、毎回マイナスとか赤字とか黒字というのは出ないのかなと思いました。要するに、次期繰越金です。これから以降の検討になるとは思いますが、市民還元事業ですので、市民にどのようにしていくかということを考えてときに、もちろん毎年使い切るといふ今の方針だとは思いますが、貯めて基金化するという手もあると思えます。長い目で見たものに対して対応していくということもあると思えますので、きちんと使い切るといふのは今回のやり方だとは思いますが、今後よろしく願います。
- 鈴木循環社会推進課長:西海委員のご指摘につきましては、昨年に新潟市一般廃棄物処理基本計画を作る際、市民還元事業をどうやっていくかという中に、新しい柱立てといったものも含めた中で基金という、先々を見据えて少し貯めて、大きいことがあればそこに充てたら良いのではないかということご意見をいただきました。市としても、今後検討したいと思えます。
- 山賀会長:私も、毎年この決算を見て、なかなか大変なことだと思っております。昨年の新潟市一般廃棄物処理基本計画策定の際に基金のような形で貯めて、何かあつたときに使えるようにというようなお話もありました。今後そのような形でできるよう、様々な調整や検討が必要だと思いますが、少しでも先に進めていただければと思います。

■(2) 新潟市一般廃棄物処理基本計画の進行管理について

- 山賀会長:では、続きまして報告(2)新潟市一般廃棄物処理基本計画の進行管理について、事務局から説明をお願いいたします。
- 鈴木循環社会推進課長:[資料5](#)をご覧ください。昨年度、皆さまからご尽力いただき、新潟市一般廃棄物処理基本計画を策定いただきました。これにつきましては、進行管理のいわゆるPDCAを頭に入れながら計画管理をしていくというところです。

今後、この動きについてですが、各事業と8つの施策を立てましたが、このベースで、どのような実績・評価であったかを事務局で立て、こちらを清掃審議会の皆さまに一旦ご報告しながらお諮りいただくといったことを毎年度行います。令和6年度、ちょうど計画期間の中間となる、5年経ったときには、改めて大きい括りで、立てた施策がどうなのかを今一度検証しながら、それに応じた課題整理や、方向性をまた導き出していきたいと思っております。

今後進めていく中で、第1回清掃審議会のときに、市民還元事業の見直しと銘打ち、今後どう考えていくかということをご提示しましたが、委員の皆さまから、その判断をするには、指標、いわゆる重要評価指標であるKPIがあつたほうが良いのではないかというご意見もいただきました。またあわせて、論理的にごみを減らし、最終的に4つの数値目標に行きつくコースは難しいのですが、一つ一つ指標立てしないと評価も難しいですので、改めてこの進行管理を進めるうえで、各事業、そして8つの施策の指標立てをします。当然市民還元事業、これもその施策の中にぶら下がる事業ですので、これも併せて行

います。

ただ、この指標立てが数値化でき定量的なものにいけるのか、少し難しいものは定性的なものになりますし、そもそもこの事業というのはなかなか目標立てが難しいといったところもございます。今事務局で整理し、設定させていただいたうえで、改めて12月に予定しております、第3回清掃審議会でご提示させていただければと思います。そのときに、最終的に皆さまからお諮りいただく資料、表組みもご提示できればと思います。

現計画の進行管理と市民還元事業の評価を併せて、今回説明させていただきました。

- 西海委員：一生懸命に頑張られていると思いますし、期待しています。**資料5**の3つの一番最後についてですが、「令和6年度の終了までに施策の点検」というイメージでよろしいのですか。
- 鈴木循環社会推進課長：毎年度、今行っている施策と、構成する各事業は点検・評価します。令和6年度が中間となりますので、その前の年である令和5年度に、そこまでを総括し、令和6年度以降、委員の皆さまにこれまでの施策と事業で良いのか検証・評価をお願いする予定です。
- 山賀会長：石本委員、評価の点については、定量的に測れないものもあつたりして、なかなか難しいということもありますが、何かご意見はありますか。
- 石本委員：なかなか難しいと思います。定性的な評価をしようとする、参加型の評価やヒアリングをするという方法しかないと思います。そこをどこまで、費用対効果的に見ていくのか、評価にコストをかけるのかということもあると思います。その辺りはこの審議会の中で話しをするか、また個別でお話をするような機会があると良いかなと思います。

いずれにしても、これまでやったアウトプット指標では見ていましたが、アウトカムできちんと見ていなかったということはあると思います。その辺り、事業をやっていくうえで、この審議会の中でも皆さまと一緒に見て議論していけると良いと思います。

■(3) バイオマスプラスチックを使用した家庭系ごみ指定袋モニター調査について

- 山賀会長：続きまして、報告(3)です。バイオマスプラスチックを使用した家庭系ごみ指定袋のモニター調査について、事務局から説明をお願いいたします。
- 鈴木循環社会推進課長：**資料6**をご覧ください。第1回清掃審議会でも頭出しさせていただきました。今、一般家庭で使っている燃やすごみ袋、こちらにバイオマスプラスチック、いわゆる植物性由来の素材を配合した燃やすごみ指定袋のモニター調査のご説明です。

資源や廃棄物の制約、海洋プラスチックごみ問題、さらには地球温暖化対策、こういったさまざまな課題解決ということで、石油由来のプラスチックから植物性由来への代替の動きが、国で始まっています。昨年度、プラスチック資源循環戦略を国が策定し、さまざまな用途において新たな動きがあります。例えば、2030年までにバイオマスプラスチックを最大限、約200万トン導入を取り組んでいくことも掲げています。

さらに、昨年度策定し、新潟市一般廃棄物処理基本計画の中、廃棄物分野におけるバイオマスプラスチックの利用促進ということで、施策の中にも定めております。バイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋の事例も載せております。県内自治体と、特に政令市の京都市などでは、早期に使用しており、今年度からは北九州市も採用しております。こちらにつきましては、サトウキビを原料としたバイオエタノールを10パーセント配合した袋を使用しております。県内自治体でも上越市と南魚沼市は米を原材料に使用しています。

ただ、一番左下に参考で記載がありますが、サトウキビの取り扱いが、昨今動きが変わってきました。食糧不足の関係でプラスチックに回せないといったような動きもあるということもご承知おきいただければと思います。

そのようなこともあり、市も一つ、まずは導入に向けた実証を試みようという動きです。今年の11月から約1か月間ですが、米由来のバイオマスプラスチックを使用した20リットルの袋、これは10パーセント配合と25パーセント配合、各5枚を10枚1セットにしまして調査対象者に配布し、その使用感や、耐久性を確認いただいたアンケートを行います。後で皆さまにもこの肌触りや強度を確認いただきますが、今の燃やすごみ袋と基本的には見た目は変わらない指定袋です。ごみ集積場でも影響があるというか、混乱を生むと悪いので、基本的には同じような作りをしています。

今回、その調査対象者、モニターを200人と設定しました。当初一般公募につきましては1割程度の20人を予定していたのですが、おかげさまで市民の皆さまの意識が高いといったところもあり、280名の申込がありましたので、少し一般公募の枠を広げ145人ということで設定しました。そして、この委員の皆さまにおきましても、ご協力いただけるのであれば今回申込用紙を配布しておりますので、よろしければお願いします。

今後の動きとしましては、アンケートを市で分析し、今後の動きを考えて進めていければと思います。毎日使うものというごみの袋ですので、安定供給でき、安心して使えるようなものでなければいけないと思います。その辺に重点を置きながら検証と今後の動きを進めたいと思います。

では、これから袋をお配りしますので、触ってみてください。

- 山賀会長：今、お手元にお配りされていますが、つるつるしているものが今までの燃やすごみ指定袋で、少し手に吸い付く感じのものが、今のモニター調査をする米が少し入った燃やすごみ指定袋ですよ。
- 鈴木循環社会推進課長：袋の左下に10、25と記載がありますが、それぞれの袋の米の配合率です。
- 西海委員：値段はどれくらい上がりますか。
- 鈴木循環社会推進課長：10パーセント使用の場合、今新潟市で燃やすごみ全部の製造を切り替えたときには、同じということは聞いております。25パーセントは、やはり今の段階では割高です。
- 西海委員：バイオマスプラスチックは強度が落ちるかどうかも含め、ぜひモニタリングとアンケートをし、そのあたり分かって良いと思います。
- 斎藤委員：地元のコミュニティ協議会のエコ環境部で、9月にバイオマスレジ南魚沼に見学に行きました。海外ならば、サトウキビやトウモロコシがプラスチック原料となりますが、新潟県であれば、米が有力だと考えています。この米というのは、非食糧米という食べられないお米で、本来ならば捨ててしまうお米、くず米を使うということで取り組んでおりました。7月からのレジ袋有料化に伴い各自治体から大変引き合いが多く、24時間操業をされていたそうです。なるべく移動距離も少ないということで、米どころ魚沼市にしたということと、福島にも9月に工場を立ち上げ、そこで作ることを予定されています。移動距離も少なく、とにかくエコなものを作って環境を整えようということです。

現在、海洋プラスチックのごみ問題が大変問題になっております。今現在でも多いのですが、このまま放っておくと、2050年には海の魚の量と海洋プラスチックの量が同じになるそうです。そしてそれ以降は、魚の量よりも海洋プラスチックごみのほうが増えるという事態になるという算定だそうです。未来のためにも、プラスチックを減らし、環境を守ろうという取り組みの一つがこれだと思います。

これは、匂いもほんわりお米の美味しそうな匂いがします。実際、魚沼市ではこの袋になっておりますし、新潟市でもこの取り組みが始まったということで、嬉しく思います。

サイチョプレスに掲載のあった一般公募の記事を見ましたが、定員 20 名と書いてあったので、諦めていました。今回参加でき嬉しいです。使い心地とか、強度に問題がないのであれば、少し高いのですが、ぜひ 25 パーセントにさせていただければと思いますし、財政が厳しければ 10 パーセントでも良いと思います。その配合分プラスチックが少ないですから、環境を守れるということにもなり、良いことだと思いますので、進めていただきたいと思います。

また、新潟市としては、これからいつぐらいを目標に、切り替わるような計画を進めているのかということをお聞きしたいです。

- 鈴木循環社会推進課長：バイオエタノール、いわゆる海外から輸入するサトウキビやトウモロコシ系の流通は滞っている状況です。モニター調査に使用する袋は、米原料のもので試していただきたいと思います。本来であれば、バイオエタノールを使用したごみ袋も合わせ、公平にモニター調査を行うべきですが、現状もご認識ください。ただ、今現在米が原料で良いのかあわせて考えております。最終的に米原料にするかは、まだ今後の課題になっておりますが、原材料については、今はそのようなところです。

今回、初めて皆さまにお試しいたしますが、その検証だけで良いのかという部分もあると思います。別の形で重ねて検証しお試しいただくことも考えています。先ほど申し上げましたとおり、市民の皆さまが毎日使う袋ですので、破れたり、切れたりということがないように、安定したものでなければいけないと思っております。

いつから導入というところになりますが、今の段階でははっきり言えませんが、もう少し時間をかけて検証していけたらと思っております。

- 井下田委員：現在、コロナ禍でサトウキビとかトウモロコシは、原料の輸入が難しくなっているということですが、お米は持続可能なものですか。
- 鈴木循環社会推進課長：現在、具体的には言えないところもありますが、米は主食用米を使っておりません。捨ててしまうようなお米、生産流通に乗れないようなお米を使用し、例えば米菓製品で流通に乗れないものを今後使う研究を進めているようです。

ただ、今のところは新潟県内の会社としては米を使ったということがございますが、市としては、今現在の段階では、米がベストなのかといったところはまだはっきりしておりません。今後、見極めが必要になると思っております。

- 斎藤委員：その件でも、バイオマスレジ南魚沼は、休耕田や荒れた土地に食糧米でなく、たくさん採れる非食糧米を栽培するという計画も立てているそうです。原料を作るという形です。美味しいお米を作るのではなく、原料としての非食糧米を作るということも計画し、実際撒き、収穫も今年したそうです。そこで原料を確保しています。

また、米菓屋で製品にならないようなもの、酒屋さんで吟醸米などたくさんお米を削りますが、削ったお米も食べられない部分ですので、そのお米を使うそうです。また、災害で食べられなくなったものも入ります。例えば、昨年水害があって福島でお米が水に浸かってしまったお米などです。そういったものはカビてしまい、泥水を被ってしまったため食べられません。そのようなお米が安定供給可能かと言われると、そこまでは今の段階では分かりませんが、原料を調達するというので、取組をしているそうです。

- 西海委員：米から作るバイオマスプラスチックは、日本としては有望で持続可能だと思います。私たちが食べるお米は、基本的には余っています。もちろん、いろいろな用途に使っていくことは今研究されていますし、家畜用に飼料米というものも今作っているようですが、それも実はあまり出てきていないというところがあります。つまり、作っていても消費されないというところもあります。そういう米菓や製菓

で、産業廃棄物を出ていますので、お米を原料とすることは、日本で考えた場合には大変有望であると思います。ただし、米の本体に近いところは使われますので、テクノロジー分野だと思えますが、例えば米ぬかのような本来使い勝手の悪いところを、有効利用できるようにしていけば、もっとコストも下がると思います。

心配なのは、まだ試作レベルだから良いですが、これから市が導入すると、かなりの量のごみ袋を製作しないと行けません。1社のみをお願いするのはなかなか難しくなると思います。そのような製作を行う事業所を、育てていくということも考えていかないと行けないと思います。新たに建てなくても、おそらく、新潟のあるいくつかの企業がやるということもできると思います。そういったことも含めて実施していただくと、競争原理が働き良いと思います。

- 鈴木循環社会推進課長：少し話は違うのですが、今回のコロナ禍で、ごみ袋のサプライチェーンの関係が少し崩れました。値段が安いということもあって、海外で原料を作っていますが、なかなかそれが入ってこないというところもあります。西海委員のご指摘のとおり、市にそのような工場があれば、この先、経済的な部分で市にとって良いこともございますので、大きい括りの中でまた検討したいと思います。
- 山賀会長：非常に応募が多くあったというのは、市民の皆さまの関心が高いということだと捉えております。どのようなモニターの結果が出てくるかということも、関心をもっておりますので、引き続きよろしくをお願いします。

4. 連絡事項

- 山賀会長：では、司会より連絡事項について、説明をお願いいたします。
- 循環社会推進課長補佐：ご連絡させていただきます。2点ございます。はじめに、本日机上配布させていただきました「食品ロス調査結果報告書<速報>」についてです。こちらの説明を、鈴木課長より説明させていただきます。
- 鈴木循環社会推進課長：それでは、本日お配りした「食品ロス調査結果報告書<速報>」をご覧ください。

この食品ロスにつきましては、今回の新しい新潟市一般廃棄物処理基本計画の中でも、リデュースを重要視しております。食品ロスの実態はどうかの調査を当初、家庭の調査と、併せて事業の調査を2系統で実施するつもりでしたが、なかなかコロナ禍の中では事業所の実態が把握しきれないだろうということで、今回は一般家庭のみで行っております。今回、今年9月の約2週間を使い、市民の皆さまの20歳以上から69歳までの男女500名を対象にし、インターネットでの調査を行いました。食材を買うときの行動や調理の際の意識、家庭での食べ残し、さらには外食したときの食べ残しとか、カテゴリーに分け、設問立てした結果が出ております。今年度、この調査を行ったうえで、来年度、市として啓発をしていきたいと思っております。この新型コロナウイルス感染症が収束すれば、また改めて事業系についても実態を確認していきたいと思っております。

- 循環社会推進課長補佐：続きまして、照会票等についてです。はじめに、「次期合理化計画策定について意見書」ですが、ご意見がある場合に、11月6日金曜日までに、廃棄物対策課業務係までご提出ください。

次に、「バイオマスプラスチックを使用した家庭系ごみ指定袋モニター調査について(申込用紙)」についてですが、モニター調査参加にご協力いただける場合、この会議終了後、もしくは今週30日の金曜日までに循環社会推進課までご提出ください。

最後に、本日の審議会で質問できなかったことや、後で気になったことなどがございましたら、照会票に必要事項を記入いただき、循環社会推進課まで送付いただければと思います。

- 西條副会長:モニターに参加してみたいと思うのですが、20 リットル袋を1か月で 10 枚使い切れなくても大丈夫でしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長:ご案内にも記載がありますが、使い切れなかったものは、その後通常どおり使ってもらっても構いませんのでご安心ください。
- 西海委員:「食品ロス調査結果報告書<速報>」ですが、今年の5月に一般家庭で行ったということなのですが、結果に新型コロナウイルス感染症の影響はあるのではないかと思います。在宅が多くなってきています。おそらく、食品ロスに対する意識が高くなっているようなイメージがあります。その辺も含め、今後精査していただければと思います。
- 石本委員:その関連で、問の 10 番に食品とか食材の寄付の話が書いてありましたが、これはあくまでも意向の話で、実際に行動したかどうかというのは聞いておりません。食材を寄付したことがあるかどうかは、5・6月くらいから、「子どもの未来応援プロジェクト」で、フードドライブ活動を県内各地で盛んに行っていますので、その辺りの影響も生じているのではないかと思います。直接フードロスではないですが、食材の寄付で困っている方を助けようということもありますので、その辺りの影響なども鑑み今後分析していけると良いかなと思いました。できれば、その寄付したかどうかということも設問に入れてもらえると、今後調査するときに、比較として結果がより見えてくるのではないかと思います。
- 山賀会長:私も、年代別や性別といったクロス集計の結果を楽しみにしております。
- 斎藤委員:この調査結果が出たので、私は、これからの活動に大変ありがたい資料と思いますが、これを勉強していくにあたり知識がまだありませんので、どこかで教えていただきたいというか、そういう機会を何かで設けていただけたらと思います。この食品ロスと SDGs に関して、大変関心があると思います。勉強するにあたり、何か頼めるようなところがあればと思います。
- 鈴木循環社会推進課長:今回初めてアンケートを取りましたが、深掘り調査をしなければと思っております。適宜対応していきたいと思っております。

ACジャパンでは、おにぎり1億個という内容の食品ロスのCMが始まりました。関心が高くなっており、意識啓発、また国も挙げて様々に行っていくと思います。食品ロスという括りですと、環境省、農林水産省、消費者庁が様々に行っております。それぞれでいろいろな講義、講座を設けたりもしていますので、そういった情報は私どもでもしっかりと出したいと思います。また、任意ですが、国は食品ロスの計画を作してほしいという考えもあります。新潟市も、そこは少し前向きに進めていきたいと思いますので、そのような中で、皆さまと一緒に勉強会をできればと思います。

- 山賀会長:ぜひ勉強会等ができるの良いと思います。
- 西海委員:そういう市民還元事業の中で、一般の方々に啓蒙するようなことを立ち上げて良いと思います。ぜひそのような機会に、市民の方々を呼ぶようなこと、今はコロナ禍なので、もしかしたらオンラインになるかもしれませんが、何回かやっていけば、面白いことになるとと思います。そのようなものにもお金を使ってほしいと思います。
- 山賀会長:無駄にしないようにというだけではなく、どうしても無駄になりそうなときは寄付をするというような別の手立てもあるということ、今取り組みが広がっていますので、知っていただくことも良いと思います。以上をもちまして本日の審議を終了いたします。